



# 「ホワイト物流」推進運動について (ご賛同のお願い)

令和元年7月26日

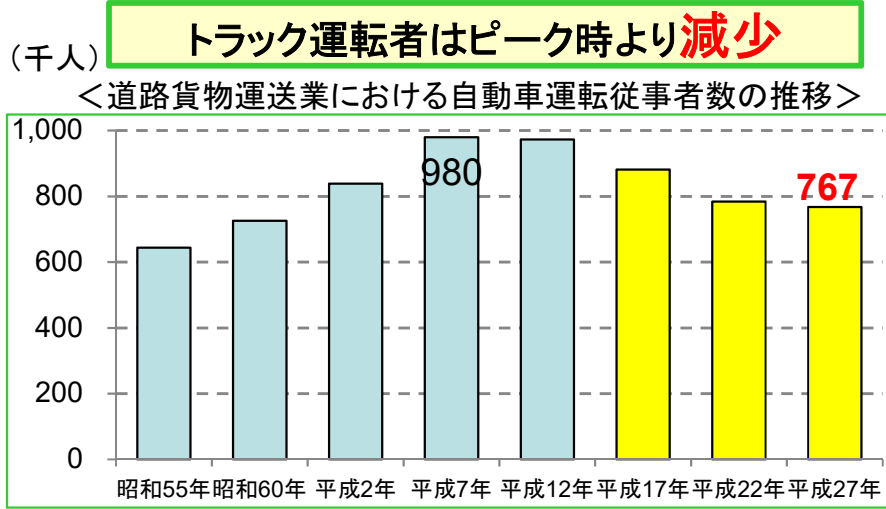
関東運輸局東京運輸支局

# 「ホワイト物流」推進運動の 背景

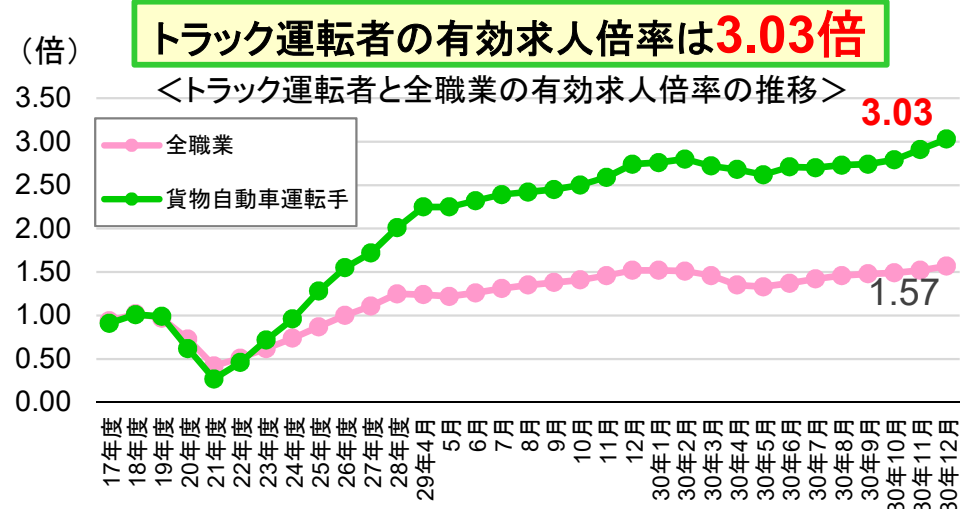


# 運転者不足の深刻化

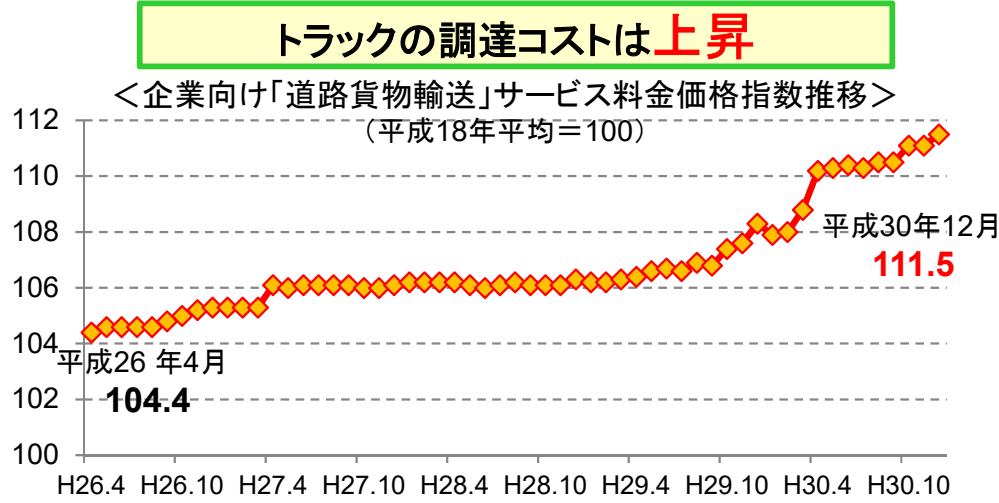
- 運転者不足が深刻化し、トラック調達が困難に。コストも上昇。
- 物流機能を安定的に確保するための取組が重要。



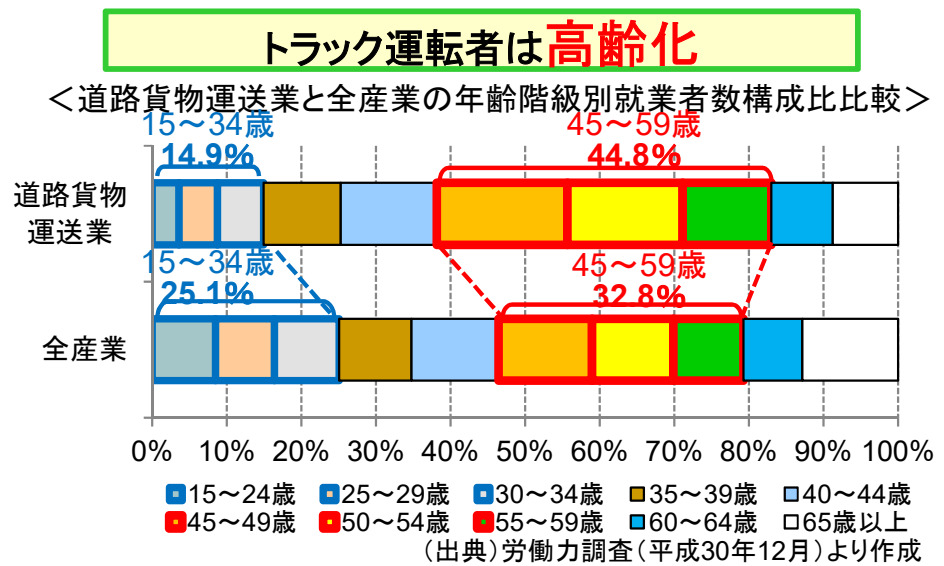
(出典)国勢調査を基に作成



(出典)厚生労働省からの提供データを基に作成



(出典)日本銀行「企業向けサービス価格指数」を基に作成



(出典)労働力調査(平成30年12月)より作成

# 運転者不足の影響(日曜日の集荷・配達中止)

- 運転者不足の深刻化に伴い、物流事業者も、従来のサービス水準を維持することが困難になっている。

## 日曜日の集荷・配達中止について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、予てより運送業界における人手不足問題や政府の推進する「働き方改革」等を受け、弊社グループでは、業務の見直しによる効率化等、さまざまな取り組みを実施してまいりました。そのようななか、ご迷惑をお掛けすることとなりますが、日曜日の営業体制を大幅に変更させていただくこととなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

弊社グループが、今後も引き続き安全・安心な輸送サービスを提供し続けるための措置として、ご賢察いただき、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(出典) 物流事業者ホームページ

# 運転者不足の影響(出版物の発売日繰り下げ)

- 中国・九州地方の雑誌・書籍の発売日が従来より1日遅くなった。

## 中国地方・九州地方の輸送スケジュール変更について

一般社団法人日本出版取次協会は、2018年10月より、標記該当地区の輸送会社様から輸送スケジュールに関する要請文書を受領し、その内容について検討を重ねてまいりました。内容については、現行のトラック幹線輸送(東京から現地の配送拠点)が運行管理・労務管理上、法令上問題があり、出版物の継続的かつ安定的輸送の維持及び法令を遵守するために、出版社様からの商品搬入日、発売日を含む輸送スケジュールを変更せざるを得ないというものであります。

ご案内文書につきましては、各関連団体には2月22日より、書店様をはじめとした取引先には2月25日より各取次会社から下記のとおり、ご案内しております。

### 記

#### 1.変更となる発売日スケジュールについて

##### ●中国地方(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

雑誌:発売日が1日遅くなります。

※一部の雑誌は従来の発売日通りとなります。

書籍:発売日が1日遅くなります。

##### ●九州地方(福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)

雑誌:一部の週刊誌について発売日が変更となります。

書籍:発売日が1日遅くなります。

#### 2.開始日 2019年4月1日以降に発売される商品より

## 運転者不足の影響(食料品等の値上げ)

- 食料品等の値上げの理由として、原料費、包材費、人件費と並んで物流費の上昇も挙げられている。

〇〇〇商品の製造に係る原料費の上昇に加え、包材費、**物流費、人件費等も高騰しており、今後も〇〇〇商品の生産・供給コストは引き続き上昇するものと予想されます。**

このような環境の下、弊社では、生産の合理化、資材調達や物流の効率化に取り組み、コスト削減に向けた企業努力を重ねてまいりましたが、今後とも消費者の皆様へ、安全・安心で、ご満足いただける品質の商品を安定的にお届けするためには、商品の価格を見直さざるを得ない状況となりました。

つきましては、2019年6月1日出荷分より、**次の通りの価格改定をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。**

(出典)食品メーカーホームページ



# 運転者不足の影響の例(引越難民問題)

- 国土交通省は、4月に異動する職員に、4月第2週目以降の引越を検討するよう周知。

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成31年3月1日  
自動車局貨物課

## 今年春に引越をご予定の皆様へ

～お知らせとお願い～

今年春に引越をご予定の皆様に向けて、「3・4月の引越予約状況」及び「繁忙期の円滑な引越のためのポイントやお願い」を作成しましたので、是非ご参考にして下さい。

### (1) 3・4月の引越予約状況 (2/17時点)

今年春の引越の予約状況について、大手引越事業者からの聞き取りを行いました。予約状況については別紙1のとおりです。

例年の最繁忙期である3月中旬～4月上旬の前倒し(2月～3月上旬への前倒し)については、ご協力を頂いているところであり、3月上旬の予約も増えております。引き続き、別紙1をご参考にして頂き、混雑時期をできるだけ避けて、早めのご依頼をお願い致します。

特に、4月8日(月)以降は、比較的余裕がある状況ですので、引越時期の後倒しについても、是非、ご検討・ご協力をお願い致します。

### (2) 繁忙期の円滑な引越のためのポイントやお願い

引越予約状況カレンダー

平成31年2月17日時点

やや空きがある  
 混雑している  
 非常に混雑している

#### (3月)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

#### (4月)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

(出典)国土交通省ホームページ

# 運転者不足の影響(まとめ)

## 運転者不足が国民生活や企業活動に与える影響

- ✓ 現状のままでは、運転者不足のさらなる深刻化が懸念される。
- ✓ 既に、運賃・料金「単価」の上昇、運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小(例. 日曜日の集荷・配達中止)が生じている。
- ✓ 適切な対応を行わない場合、各企業にとっては、入出荷のための物流の不安定化、トータル物流コストや商品・原材料の仕入れ価格の上昇、在庫の増加、販売の機会損失の発生等により、経営に好ましくない影響が生じる可能性がある。
- ✓ 適切な対応を行わない場合、国民にとっては、宅配便・引越が不便になったり、食品等の物量の減少や品揃え不足等の影響が生じる可能性がある。



# トラック運転者への時間外労働の上限規制等の導入

- 運転者不足を解消するためには、労働条件等を改善し、職業としての魅力を高め、将来の担い手を確保することが必要。
- このため、時間外労働の上限規制等が順次導入される予定。

【トラック運転者の労働条件に関連する主な規制の施行予定】

- 2019年4月 有給休暇の時季指定(一定条件を満たす労働者に毎年5日の年次有給休暇を取得させることを義務付け)
- 2023年4月 中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ(50%以上)
- 2024年4月 トラック運転者への時間外労働の上限規制の適用(年960時間以内)

(参考)働き方関連法案(改善基準告示の見直し)に対する国会の附帯決議(抜粋)

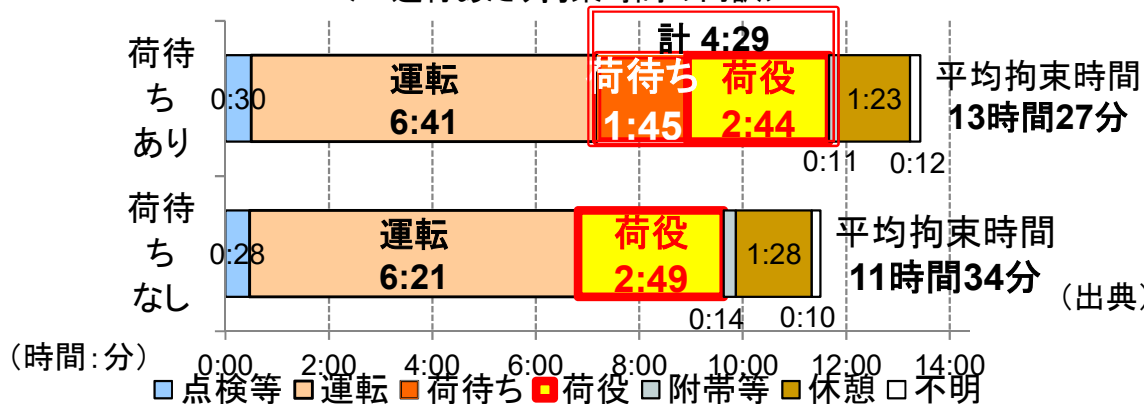
衆議院	▶自動車運転業務については長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後五年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること
参議院	▶時間外労働時間の上限規制が五年間適用猶予となる自動車運転業務等については、その期間においても時間外労働時間の削減に向けた実効性ある取組を、関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ推し進めること。 ▶自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。

# トラック運転者の労働環境の課題(例)

- 長い荷待ち時間・荷役時間のため、運転者が長時間労働に。
- 運転者による手荷役の商慣習等が女性や60代以上の活躍を阻害。

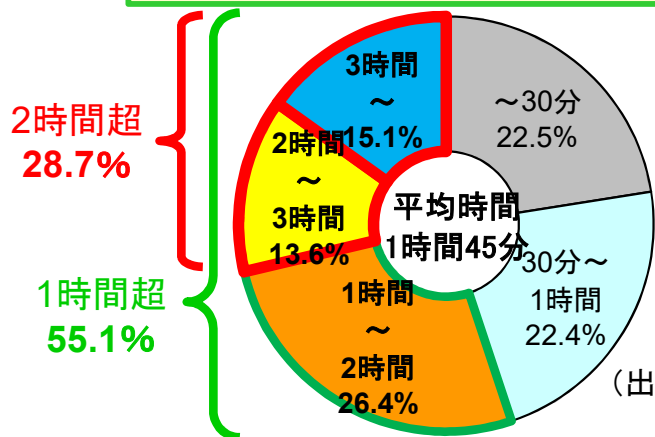
## 荷待ちや荷役がトラック運転者の長時間労働の一因

<一運行あたり拘束時間の内訳>



(出典)国土交通省・厚生労働省  
「トラック輸送状況の実態調査」  
(平成27年)より作成

## 荷待ちの平均時間は1時間45分



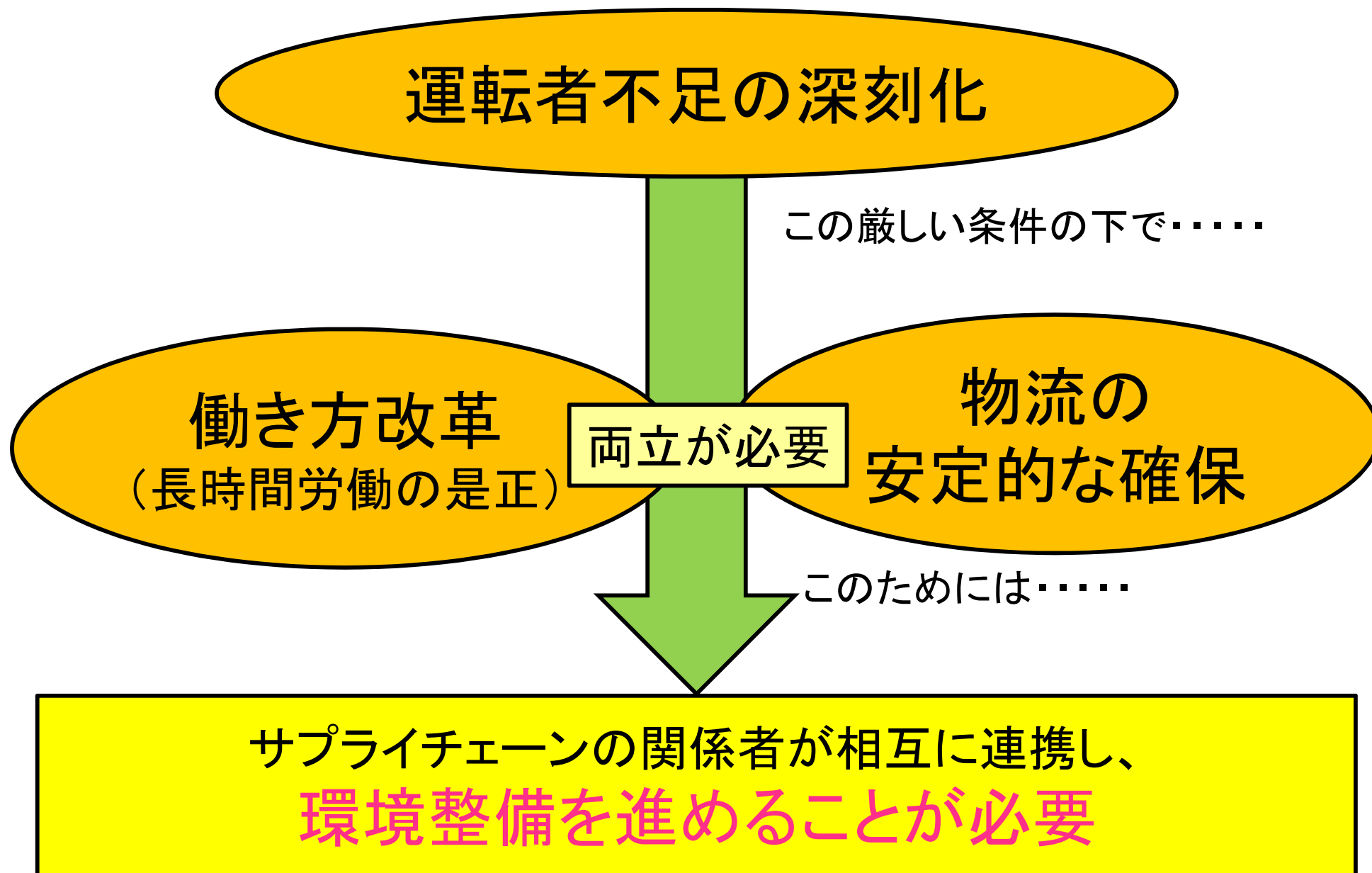
(出典)国土交通省・厚生労働省  
「トラック輸送状況の実態調査」  
(平成27年)より作成

## 手荷役(手積み・手降し)の商慣習の存在



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを手積み・手降ししている事例

# 「ホワイト物流」推進運動の背景



# 「ホワイト物流」推進運動の 概要



# 「ホワイト物流」推進運動とは

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、  
国民生活・産業活動に必要な物流を安定的に確保  
するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現

に取り組む運動です。

※トラック運転者に時間外労働の上限規制が導入されるまでの間(2024年3月末まで)、実施される予定です。

# 「ホワイト物流」推進会議とは

有識者、荷主・物流事業者の関係団体、労働組合から構成される「ホワイト物流」推進会議が設置され、「ホワイト物流」推進運動を展開しています。

## 「ホワイト物流」推進会議

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)  
齋藤 実 神奈川大学経済学部教授  
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

日本経済団体連合会  
日本商工会議所  
全国農業協同組合中央会  
日本農業法人協会  
日本ロジスティクスシステム協会  
全日本トラック協会  
日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協  
運輸労連  
交通労連

(事務局)

国土交通省(主管)  
農林水産省  
経済産業省  
全日本トラック協会



# 期待する取組

企業

- 物流の改善に向け、「自主行動宣言」を提出・実施

※「賛同企業名」「取組内容」は公表  
※物流事業者も対象

国民

- サービスの見直し等への理解と協力

※政府広報等を通じ、呼び掛け

物流  
事業者

- 物流の改善提案の実施
- 運転者の労働条件・労働環境の改善に取り組む

# 「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

- ① 「ホワイト物流」推進運動の趣旨と、「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。
- ② これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目がないか、「推奨項目リスト」を参考に、検討をお願いします。

※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目の公表は任意となりますので、非公表とする場合、自主行動宣言の提出時に明記下さい。

※公表・非公表の取扱い、推奨項目の見直し・追加等は随時変更可能です。

- ③ 「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトから様式をダウンロードの上、自主行動宣言を作成し、電子メールで事務局に提出して下さい。

※賛同企業名や自主行動宣言の記載内容(上記②で非公表を選択された部分を除く)は、運動のポータルサイト等で公表させていただきます。

※自主行動宣言の提出後は、各企業等は、自社のプレスリリース、HP等で随時公表して頂くことが可能です。

# 企業に呼び掛ける事項(自主行動宣言の記載事項)

## 必須項目

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

## 推奨項目

※推奨項目リストを運動のポータルサイトで公表

### A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 集荷先や配送先の集約
- ・ 運転以外の作業部分の分離
- ・ リードタイムの延長
- ・ 納品日の集約
- ・ 検品水準の適正化

### B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃料サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化

### C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

### D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

### E. その他

- ・ 宅配便の再配達削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力
- ・ 物流を考慮した建築物の設計・運用

### F. 独自の取組

- ・ 独自の取組

# 自主行動宣言様式

◆ 自主行動宣言の様式や推奨項目リストは「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトに掲載されています。

URL <https://white-logistics-movement.jp>



「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言					
企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
			〇〇都	製造業	
<p>代表者の役職・氏名</p> <p>当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します</p> <p>(取組方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、.....</li> </ul> <p>(法令遵守への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、.....</li> </ul> <p>(契約内容の明確化・遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送及び荷役・検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、.....</li> </ul>					
No.	分類番号	取組項目	取組内容		
1					
2		推奨項目リストにある取組項目を記入します	推奨項目リストからの選定事項について、取り組もうとする具体的な内容を記載します。		
3		推奨項目に付す分類番号を記入します	推奨項目を非公表とする場合は、その旨を自主行動宣言を提出する際の電子メールの本文にご記載下さい。		
⋮					
PR欄			希望される企業等は、この欄で自社PRが可能です。		

賛同企業情報

賛同宣言

必須項目

推奨項目

全社公表

公表は任意

# 自主行動宣言をご検討頂く場合の留意点

- 自主行動宣言の提出・変更は随時可能です。

(参考)2019年度は、以下のスケジュールで集計・公表を行う予定です。

必要に応じ、社内でご検討頂く際の参考にして下さい。

2019年10月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第1回)(9月末締切)

2020年 1月頃 賛同企業の数、取組状況等の集計・公表(第2回)(12月末締切)

- 社内でご検討いただき、まずは合意可能な取組から宣言し、その後、取組を充実させる等、段階的に取組を深度化していただいて構いません。年度途中の更新も歓迎致します。
- 推奨項目については、まずは一部の拠点で実施する場合、試験的に取り組む場合、実施する方向で検討を進める場合等であってもご記載頂けます。
- 推奨項目リストに記載のない取組も、自主行動宣言の対象に加えて頂けます。

# 上場会社等への協力要請文書の「直接」送付①

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成31年4月4日  
自動車局貨物課

## 「ホワイト物流」推進運動の賛同企業名を公表へ ～ 「運び方改革」に向け、上場会社全社等に協力を要請 ～

国土交通省・経済産業省・農林水産省は、証券取引所の上場会社及び各都道府県の主要企業の合計約6,300社の代表者に対し、別添のとおり「ホワイト物流」推進運動への参加を要請する文書を「直接」送付しましたので、お知らせします。  
今後、賛同いただいた企業名を公表していきます。

近年、トラック運転者不足が深刻化する中で、「宅配危機」、「引越難民」等と呼ばれる問題が生じています。今後、中高年齢層の運転者が定年等で大量に離職すること等を踏まえると、

※他の企業・組合の皆様にも、関係団体を通じ、  
運動への参加を呼び掛けて参ります。



# 上場会社等への協力要請文書の「直接」送付②

## 送付先

社会的な影響力が大きく、企業の社会的責任（CSR）の観点からも、業界内や地域内で先導的な役割を果たして頂くことが期待されるとともに、一般的に、関連する物流量や従業員も多い企業の代表者に送付

## 代表者に送付した理由

- 企業の代表者宛てに直接要請・公表することにより、
- 事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保が経営上のリスク及び課題として認識され、
  - 得意先との取引条件の見直し、営業・物流等の部門間調整等、担当者レベルでは対応が困難な社内外との調整が、トップマネジメントにより、「迅速」かつ「大胆」に進むことを期待。

# 「ホワイト物流」推進運動の期待効果

- 日本の物流には、いまだに様々な「ムリ、ムダ、ムラ」が存在しています。
- この運動を通じ、荷主企業・物流事業者が相互に連携して物流の改善を進めることによって、自社も含めた、サプライチェーン全体の生産性が向上することが期待されます。

## 【参考】運動参加の期待効果(例)

- ◆ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ◆ 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ◆ 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ◆ 企業の社会的責任の遂行 等

# 物流の改善の取組例



CASE  
1

## 長時間のムダな荷待ち が常態化していた

課題

### 先着順での積込・積降し

納品先で、先着順での積込・積降しが行われていた。一方で納品先の荷受け処理能力やトラックバース数には限りがあり、特定時間帯に納品車両が日常的に集中。結果、長時間のムダな荷待ちが常態化。

➡ 予約受付システムの導入



CASE  
2

## 手作業での大量の貨物の 積込・積降しが負担に

課題

### 手作業での大量の貨物の積込・積降し

10トン車にレタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを手積み・手降ししていた。手作業での大量の貨物の積込・積降しは、トラック運転者にとって重労働。荷主企業にとっては、リードタイムが長くなる要因に。

➡ パレットの活用

# 物流の改善の取組例



CASE  
3

適切な配車を行える  
時間的な余裕がない

## 課題

時間的余裕がなく、荷待ちが発生

荷主企業の受注締切直後からの物流事業者の配車業務開始。

荷待ちの生じない適切な配車を行う時間的余裕なし。

➡ 発荷主からの入出荷情報等の  
事前提供



CASE  
4

夜間や早朝の積み込み  
作業が発生していた

## 課題

夜間や早朝の積み込み作業  
(リードタイムに余裕のない中での作業)

当日12時受注締切⇒翌日午前配達を行っていた。

※予測物量で荷役と配車を行うため波動により作業が遅延し、積み込み作業も夜間や早朝になり、出発も遅延。

➡ リードタイムの延長



# 【参考】貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の概要

## 改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

## 改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

### 1. 規制の適正化

#### ① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

#### ② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

#### ③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

- 原則として運賃と料金を分別して収受  
＝「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

### 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

(許可後、継続的なルール遵守)

#### ① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

#### ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

### 3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)  
→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

#### ① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

#### ② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

#### ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年度末までの時限措置】

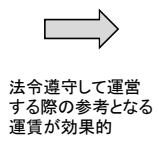
- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合  
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有  
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合  
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合  
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

### 4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【平成35年度末までの時限措置】

【背景】荷主への交渉力が弱い等  
→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい  
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない



**標準的な運賃の告示制度の導入**  
(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)  
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日：(1.～3.)公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 (4.)公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

# 【参考】トラック事業者への行政処分の強化・標準運送約款の改正

- 運転者の過労や交通事故を防止するためにも、法令違反の運送とならないよう、また、契約内容の明確化・遵守に、「発」及び「着」の荷主の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## (1) 行政処分の強化

トラック事業者は、「改善基準告示」という拘束時間、運転時間等のルールを遵守する必要があり、違反した場合、事業停止処分、車両停止処分等の行政処分の対象となります。

2018年7月1日より、過労防止関連違反の処分量定が引き上げられました。

### 【改善基準告示のイメージ】

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日(※2) 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは週2回以内)</li> <li>・ 1か月 293時間以内</li> </ul>
休息期間 (勤務と勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続して8時間以上</li> </ul>
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2日平均で、1日あたり9時間以内</li> <li>・ 2週間平均で、1週間あたり44時間以内</li> </ul>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4時間以内</li> </ul>

改善基準告示を遵守するため、荷待時間や荷役時間の短縮、高速道路の活用など、「発」及び「着」の荷主の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## (2) 標準運送約款の改正

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形である標準運送約款を改正し、運送の対価である「運賃」と、荷役料、待機時間料などの「料金」の区別の明確化等を行いました。

平成29年11月4日よりトラック運送における  
**運賃・料金の収受ルールが変わりました。**

### 標準貨物自動車運送約款等の改正概要

- ① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました  
 運賃が運送の対価であることを明確化します。  
 改正前：運賃(運送の対価のみ) + 料金(運送以外の荷役等の対価)  
 改正後：運賃(運送の対価のみ) + 料金(運送以外の荷役等の対価)  
※ 従来は「運賃」に「荷役料」が含まれていたため、改正後は「運賃」と「料金」の区別が明確化されました。
- ② 「待機時間料」を新たに規定しました  
 荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。  
 荷主：荷待ち時間が発生した場合に待機時間料がかかります。  
 事業者：現在は荷待ち時間が発生しないよう努力します。
- ③ 附帯業務の内容をより明確化しました  
 附帯業務の内容に「梱入れ」、「ラベル貼り」等<sup>※</sup>を追加します。  
※ 各地域に異なる付帯業務：「梱入れ」、「ラベル貼り」、「積み下ろし」(積み下ろし)において、標準約款を一定の方法で原則として積み下ろししたとする旨。



# 国民に呼び掛ける事項(政府広報等を展開)

## (物流への理解と協力)

- ◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、トラック運転者は日夜、頑張って貨物を運んでいます。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えています。
- ◆ 現在、運転者不足が深刻化しています。運転者が働きやすい環境の整備や物流の効率化に皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## (宅配便)

- ◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。
- できるだけ1回で受け取りましょう。
- このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。
- 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。
- 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。
- サービス内容の見直し(例:日曜日の集荷・配達の取りやめ等)へのご理解・ご協力をお願いします。



(出典)環境省「COOL CHOICE」HP

## (引越し)

- ◆ 混雑時期を避けましょう。
- ◆ 早めに依頼しましょう。



## (駐車)

- ◆ トラック運転者の休憩と安全運転のため、SA・PA、道の駅、コンビニなどの大型車駐車スペースへのマイカーの駐車はお控え下さい。

## (応援)

- ◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか？

トラック事業者:「ホワイト経営マーク」(仮称)(労働条件・労働環境)、Gマーク認定事業者(交通安全)、荷主企業:「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

# 「ホワイト物流」推進運動へのご協力をお願いします

国民生活や産業活動に必要な物流を  
安定的に確保するため、  
荷主企業と物流事業者が相互に協力し  
て物流を改善していきましょう！

「ホワイト物流」推進運動へのご  
ご協力をお願い申し上げます。

